

くらし百科



☎は問い合わせ先です

事業主の皆さまへ 青色申告をされる皆さまへ 「年末調整説明会」・「青色申告決算説明会」を開催します

●平成22年分年末調整説明会
年末調整をされる事業所を対象に、「平成22年分年末調整説明会」を次の通り開催します。
●日時 11月16日(火) 13時30分～15時30分
●場所 ホワイトキューブ
●お問い合わせ 説明資料として使用しますので、説明会前に送付している年末調整関係書類を一部ずつご持参ください。
☎大河原税務署 0224-52-2202

青色申告決算説明会

●持参する物 ①青色申告の決算の手引き、②前年申告の青色申告決算書の控、③年末調整および法定調査関係書類、④筆記用具 など
☎大河原税務署 0224-52-2202
●仙台国税局からのお知らせ
●源泉所得税事務にご理解ください
仙台国税局では、源泉所得税事務の一層の効率化を図る目的として、昨年より「源泉所得税事務集中処理センター」を設置しています。
昨年より行っていた宮城県内の10税務署に加え、本年7月から、山形県と福島県内の18税務署についても、それぞれの税務署で実施していた納付指導事務のうち、納付照会がぎの発送や事業所への電話照会を集中して行っています。
☎同センター 0570-05-9012

人権擁護委員を「存じますか？」

10月1日付けで、市内在住の長橋さち子さんと齋藤博俊さんが、法務大臣より人権擁護委員として委嘱されました。現在、長橋さんと齋藤さんを含めた9名の委員が、交代で相談をお受けしています。
相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。毎月中旬ごろに定例相談を行っていますので、定例相談情報(今月は14ページに掲載)で実施日をご確認ください。定例相談日以外でも、随時ご相談に応じます。
一人で悩まず、気軽にご相談ください。
☎生活環境課 22-1314

事業主の皆さまへ 労働保険の加入はお済みですか？

11月は労働保険適用促進強化期間、アルバイトを含む労働者を一人でも雇っている事業主は、「労働保険(労災保険・雇用保険)」に加入する義務があります。
パートタイム労働者も、一定の基準に該当すれば雇用保険に加入しなければなりません。
制度や手続きなどの詳細は、お問い合わせください。
☎ハローワーク白石 25-3107

「平成23年次就労時健康診断」を実施します

対象となる方は日程をご確認の上、受診してください。当日は、保護者または代理の方の付き添いをお願いします。指定日に受診できない場合は、もう一方の日程で受診してください。
●11月11日(木) 白石第一小、斎川小、大平小、大鷹沢小、福岡小
●11月12日(金) 白石第二小、越河小、白川小、深谷小、小原小
●場所 中央公民館
●受付時間 12時30分～13時10分
☎学校教育課 22-1342

「第33回交通安全市民大会」を開催します

交通安全思想の推進と、悲惨な交通事故や飲酒運転の根絶を目的として開催します。ぜひご参加ください。
●日時 11月12日(金)10時～
●場所 ホワイトキューブ
☎生活環境課 22-1314

労働者と事業主の間のトラブル解決をサポートします

一人で悩まず、気軽にご相談ください。
☎大河原総合労働相談コーナー 0224-53-2154
宮城労働局総合労働相談コーナー 022-299-8834

相続・贈与に係る生命保険年金などを受け取っている方へ

「税務上の取り扱い変更について」
このたび、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。
そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いが変更となりましたのでお知らせします。
平成21年分までの各年分について、所得税が納めずとなり、ただし、還付には更正の請求や確定申告などの手続きが必要です。
対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。
※平成17年分について、早い方は本年12月末が還付できる期限となりますので、お早めの手続きをお願いします。
※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。
☎大河原税務署 0224-52-2202

11月9日(火)から15日(月)秋の火災予防運動を実施します

「消したかな あなたを守る 倉庫」
秋の火災予防運動が11月9日(火)から15日(月)まで全国一斉に実施されます。
皆さんの家庭の防火対策は万全ですか? 消火器や住宅用火災警報器を設置していますか?
家の周りに燃えやすい物はありませんか? 家庭内外の防火環境を再確認してください。
これから、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期を迎えます。また、暖房機器の使用頻度
皆さんのお誘い合わせの上、家族一緒にぜひご参加ください。
入場は無料です。
●日時 11月21日(日)13時～
●場所 中央公民館大ホール
●内容 ①わが家の「家庭の日」実践発表(小学校の親子)、②中学生の意見発表、③「家庭の日」絵画ポスター表彰式 など
●毎月第3日曜日は白石市「家庭の日」です
「明るい家庭づくりを進めよう」
例えばこんな「家庭の日」を心掛けてみませんか?
①家庭の絆は「会話」
家族の団らんや話し合いの時間を作りましょう。
②家族そろって「いただきます」
家族みんなで食事をする機会を持ちましょう。
③家族の中で「役割分担」
家事の分担をしてお互いを支え合ひましょう。
④地域は「知恵の宝庫」
家族みんなで地域の行事に参加しましょう。
⑤家族の「思い出づくり」
家族でスポーツやレクリエーションを楽しみましょう。
☎白石市青少年相談センター(青少年のための白石市民会議) 22-1342

国民年金の加入者・受給者の皆さまへ 年末調整や確定申告に必要な書類をお送りします

日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」とし、年金相談の充実や保険料の収納対策などに取り組んでいます。
平成22年度の保険料は、月額15,100円です。金融機関やコンビニエンスストアでの納付書払いのほか、口座振替やクレジットカードでの納付も利用できます。半年分や1年分をまとめて払うと割引があります。
国民年金などの公的年金は、現役の世代が高齢者の世代を支え、将来高齢者になったときに、その時の現役の世代が支える、支え合いの制度です。
■国民年金保険料を納めた方へ「控除証明書」を送付します
■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、11月上旬に被保険者の皆さまに郵送します。この証明書は年末調整や確定申告で、社会保険料控除(※)として申告する際に必要です。
10月1日以降、本年になって初めて国民年金保険料を納めた方については、平成23年1月下旬に郵送予定です。
※社会保険料控除は、本人や家族の国民年金や健康保険などの保険料を納めたときに受けられる「所得控除」の一つです。

年金受給者の方へ「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく

所得税の課税対象となる方に「扶養親族等申告書」を、11月上旬に郵送します。
老齢年金や退職年金は、所得税法上の雑所得として所得税がかかります。所得税は、受給者の方から提出された「扶養親族等申告書」を基に計算しますので、各種控除を受ける方は、この申告書の提出が必要です。
また、前年の申告内容に変更のない方も提出が必要です。同封の説明書をご覧ください。12月1日(水)までに郵送してください。
●対象となる方
①65歳未満の方(昭和22年1月2日以後に生まれた方)で、年金額が108万円以上の方
②65歳以上の方(昭和22年1月1日以前に生まれた方)で、年金額が158万円以上の方
③退職共済年金と老齢基礎年金を受給している方は、退職共済年金が80万円以上の方
☎ねんきんダイヤル 0570-05-1165
大河原年金事務所 0224-51-3113
市民課 22-1312

「ご利用ください」「みやぎっこ応援カード」

宮城県と県内市町村では、子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを推進するため、お店や企業のご協力をいただきながら「みやぎっこ子育て家庭応援事業」を実施しています。
●カードを提示すると
県内約3,000(市内約140)の協賛店で買い物したときなどに、各店独自のサービスを受けることができます。
協賛店には、みやぎっこ応援の店ステッカーやポスターが張られています。詳しくは、県の専用ホームページ「みやぎっこ応援サイト」(http://miyagikko.jp)をご覧ください。携帯電話からも利用できます。
●対象 中学3年生までのお子さまか、妊娠中の方がいる世帯
※カードをお持ちでない方は、お問い合わせください。
☎子ども家庭課 22-1363

